

日本の再生医療の発展をめざして



■ 中期経営計画のポイント	2
■ 第18期定時株主総会招集ご通知	5
■ 最新のトピックス	 48

第18期定時株主総会招集ご通知および株主通信としてお届けします。

第18期 定時株主総会招集ご通知

日時

平成28年6月23日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

議案

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 資本金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第3号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第4号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第5号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第6号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第7号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

場所

蒲郡商工会議所 1階コンベンションホール
愛知県蒲郡市港町18-23
（末尾の会場のご案内をご参照ください）



証券コード：7774

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング



株主の皆様へ、

当社は昨年掲げた中期計画を前倒しし、
当事業年度における黒字化達成を目標にします。
既存事業の安定成長に加え、新規事業を
中核事業へと育てます。株主をはじめとする
ステークホルダーへ皆さまとともに果実を獲得し、
再生医療への産業化を加速します。

代表取締役 社長執行役員
小澤 洋介

J-TEC企業理念

再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。

法令・倫理遵守の下、患者様のQOL向上に貢献することにより、

人類が生存する限り成長し続ける企業となる。

その結果、全てのステークホルダーがより善く生きることを信条とする。

J-TECは、今まで誰も挑戦したことのない「再生医療の産業化」に取り組んでいます。再生医療製品を患者様にお届けすることを通じ、製造・販売・市販後調査を遂行するために必要な多くのノウハウを蓄積してきました。産業を創るということは、社会インフラ構築や世論形成までを包含する取り組みです。私たちは、医療に携わる企業として着実に事業活動を展開し、社会から求められる存在になりたいと考えます。

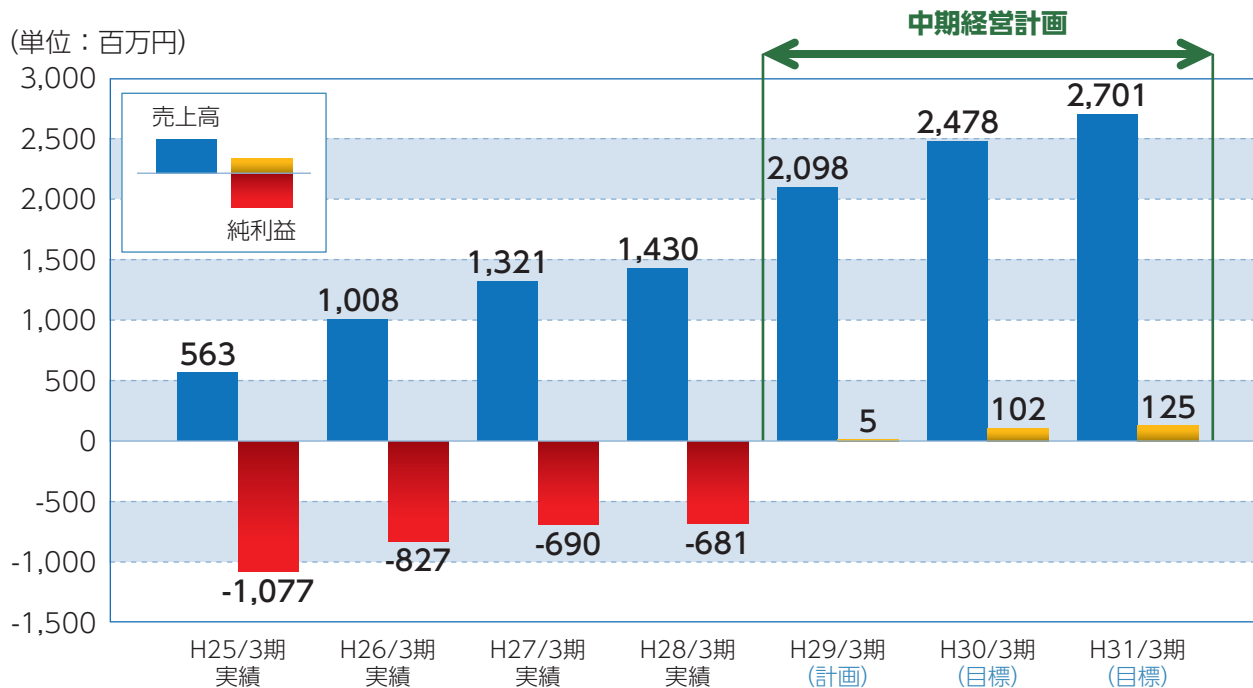
中期経営計画（H29／3月期～H31／3月期）のポイント

ポイント

1

黒字化の達成

当社は、平成29年3月期の黒字化を計画します。中期的には収益を拡大することを経営方針とします。自家細胞を中心とした再生医療製品事業において黒字化を達成した企業は、海外も含めて現在まで存在しません。当社はその世界第一号となり、再生医療ビジネスモデルの基盤確立を目指します。



出所) 中期経営計画（平成29年3月期～平成31年3月期）（平成28年5月13日開示）

中期経営計画（H29／3月期～H31／3月期）のポイント

ポイント

2 安定成長に向けた新規事業の推進

当社は、既存事業である再生医療製品事業（自家培養表皮ジェイス、自家培養軟骨ジャック、受託開発、他）及び研究開発支援事業（ラボサイトシリーズ）の売上拡大に加え、今まで当社が培ってきたノウハウを活用した新規事業として、再生医療等安全性確保法（新法）への対応支援や再生医療等製品に特化したCRO事業などの総合コンサルティングサービスを展開します。この新規事業を中核事業へと育てることにより、中期的な安定成長を目指します。

ポイント

3 次世代製品の開発

当社は、自家培養角膜上皮の上市や既存の自家細胞培養製品の適応拡大に加え、同種細胞利用製品及び間葉系幹細胞利用製品等の開発を推進します。また、富士フィルムや大阪大学などから受託する複数の開発業務や総合コンサルティングサービスを通じてシーズ探索を行い、次世代製品の開発や事業機会の探索にも積極的に取り組みます。

ポイント

4 富士フィルムグループとのシナジー

当社は、富士フィルムグループの生産技術ノウハウを活用することにより、製造や検査作業の効率化、自動化の促進によるコストダウン等、生産体制の強化を図ります。また、営業体制の効率化及び強化においても、富士フィルムグループとのシナジー（相乗効果）を追求します。

目 次

第18期定時株主総会招集ご通知	5
-----------------	---

議決権行使等についてのご案内	6
----------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件	7
第2号議案 資本準備金の額の減少の件	8
第3号議案 剰余金の処分の件	9
第4号議案 定款一部変更の件	10
第5号議案 取締役8名選任の件	12
第6号議案 会計監査人選任の件	17
第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	18

(提供書面)

事業報告

1. 会社の現況に関する事項	19
2. 会社の株式に関する事項	27
3. 会社の新株予約権等に関する事項	28
4. 会社役員に関する事項	29
5. 会計監査人の状況	33
6. 会社の体制及び方針	35

計算書類	42
------	----

監査報告	45
------	----

インターネットによる開示について

次の各事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ（下記URL）に掲載しております。

URL : http://www.jppte.co.jp/ir/library/index_notice.html

● 計算書類の個別注記表

監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、個別注記表となります。

個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき当社ホームページ（上記URL）に掲載しており、株主総会招集ご通知提供書面には記載していません。ご了承ください。

● 決議通知

決議通知については、当社ホームページ（上記URL）へ掲載しますので、株主総会終了後に書面による送付はありません。ご了承ください。

● 株主通信

より充実した報告をいち早くお届けするため、招集通知と株主通信を合冊化して株主さまへ送付するとともに、当社ホームページ（上記URL）に掲載しております。

株主各位

証券コード 7774
平成28年6月3日

愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

代表取締役 小澤 洋介

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	平成28年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	愛知県蒲郡市港町18-23 蒲郡商工会議所 1階コンベンションホール
3 会議の目的事項	報告事項 第18期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 資本金の額の減少の件 第2号議案 資本準備金の額の減少の件 第3号議案 剰余金の処分の件 第4号議案 定款一部変更の件 第5号議案 取締役8名選任の件 第6号議案 会計監査人選任の件 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.jppte.co.jp>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

※ 定時株主総会終了後の「事業説明会」はございません。何卒、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

期 限 平成28年6月22日（水曜日）午後5時40分まで

るよつ

[illegible]

第 3 号 案	第 5 号 案	第 7 号 案	第 9 号 案
議	議	議	議
賛	賛	賛	賛
否	否	否	否

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案

資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

当社は、創業以来の累積損失による繰越利益剰余金の欠損額13,149,273,410円を抱えております。

そこで、今般、今後の黒字化に向けて一定の見通しがついたことを機に、現在生じております利益剰余金欠損額を一掃して財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。

なお、資本金の額の減少によって、発行済株式総数は減少いたしませんので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額11,518,675,000円のうち6,574,636,705円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を4,944,038,295円といたします。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

資本金の額の減少の効力発生日は、債権者異議申述期間後の平成28年8月1日といたしたいと存じます。

第2号議案

資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額の減少の理由

第1号議案「資本金の額の減少の件」と同様に、欠損補填を行い、財務体質の健全化を図るとともに、資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額9,348,675,000円のうち6,574,636,705円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を2,774,038,295円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

資本金の額の減少の効力発生日は、債権者異議申述期間後の平成28年8月1日といたしたいと存じます。

第3号議案

剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分の理由

会社法第452条の規定に基づき、第1号議案「資本金の額の減少の件」における資本金の額の減少及び第2号議案「資本準備金の額の減少の件」における資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えることで、損失補填を行うための処分のご承認をお願いするものがあります。これによって当社の欠損金（繰越利益剰余金の欠損残高13,149,273,410円）が解消されることとなります。なお本議案は、第1号議案「資本金の額の減少の件」における資本金の額の減少、及び第2号議案「資本準備金の額の減少の件」における資本準備金の額の減少が原案どおり承認可決されること、ならびに資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少の効力が発生することを条件といたします。

2. 剰余金の処分の内容

(1) 減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 13,149,273,410円

(2) 増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 13,149,273,410円

定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されました。これに伴い、定款第30条第2項及び第38条第2項に所要の変更を加えるものであります。なお、定款第30条第2項の変更案を本総会に提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

また、平成27年6月24日より執行役員制度を導入したことに伴い、役付取締役を廃止いたしましたので、第16条及び第25条に所要の変更を加えるとともに、第24条第2項を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第16条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第16条 株主総会は、 <u>代表</u> 取締役がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表</u> 取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第4章 取締役および取締役会 (代表取締役) 第24条 (現行どおり) 2 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 取締役<u>社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第38条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2 代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第38条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1 新任	 ひるま あいいちろう 比留間 愛一郎 (昭和34年9月20日生) 所有する当社の株式数 —	昭和57年 4月 富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 平成 8年 5月 Fuji Photo Film B.V.出向（オランダ駐在） 平成17年 6月 富士写真フイルム株式会社 R&D統括本部新規事業開発本部担当部長 平成19年 4月 同社メディカルシステム事業部担当部長 平成22年 4月 FUJIFILM Europe GmbH出向（ドイツ駐在）欧州メディカルシステム事業部長 平成24年 4月 富士フイルム株式会社 メディカルシステム事業部サービスソリューション部長 平成25年 6月 同社ヘルスケア事業推進室マネージャー 平成25年 9月 同社再生医療事業推進室マネージャー 平成27年 6月 富山化学工業株式会社理事 経営企画部長（現任）
2 再任	 おおさか としひろ 大須賀 俊裕 (昭和32年1月15日生) 所有する当社の株式数 113,800株	昭和55年 3月 ナトコペイント株式会社（現ナトコ株式会社）入社 昭和61年10月 株式会社ニデック入社 平成11年 2月 同社から出向、当社管理統括取締役 平成15年 4月 株式会社ニデックから転籍 平成16年 6月 当社専務取締役 経営管理部・経理部管掌 平成19年 4月 当社専務取締役コンプライアンス担当 経営管理部長 経理部管掌 平成19年 5月 当社専務取締役コンプライアンス担当 経営管理部・経理部管掌 平成21年 4月 当社専務取締役コンプライアンス担当 信頼性保証部・経営管理部・経理部管掌 平成21年 6月 当社専務取締役コンプライアンス担当 信頼性保証部管掌 平成22年 4月 当社専務取締役コンプライアンス担当 信頼性保証部長 平成23年 4月 当社専務取締役 信頼性保証部管掌 平成24年 4月 当社専務取締役 信頼性保証部長 平成26年 3月 当社専務取締役 営業部長 平成27年 6月 当社取締役専務執行役員 営業部長 平成28年 4月 当社取締役専務執行役員 営業部管掌（現任）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
3 再任	 はた けんいちろう 畠 賢一郎 (昭和39年8月14日生) 所有する当社の株式数 29,500株	平成 7年 4月 名古屋大学医学部附属病院歯科口腔外科非常勤医員 平成 8年 4月 名城病院歯科口腔外科非常勤医員 平成 9年 5月 名古屋大学医学部附属病院歯科口腔外科非常勤医員 平成 9年 8月 名古屋大学医学部口腔科学講座文部教官助手 平成11年 4月 名古屋大学医学部附属病院歯科口腔外科文部教官助手 平成12年 4月 名古屋大学医学部組織工学（J-TEC）寄附講座助教授 平成14年 6月 名古屋大学医学部附属病院遺伝子・再生医療センター助教授 平成16年 1月 もり歯科医院 平成16年10月 当社入社、研究開発部長 平成16年12月 当社取締役 研究開発部長 平成18年 4月 当社取締役 研究開発部長 兼 営業部長 平成21年 4月 当社取締役 研究開発部長 平成21年 6月 当社常務取締役 研究開発部長 平成21年10月 当社常務取締役 研究開発部長 兼 薬事部長製品開発部管掌 平成22年 4月 当社常務取締役 研究開発部長 製品開発部・薬事部管掌 平成25年 1月 当社常務取締役 事業開発室長 研究開発部・製品開発部・薬事部管掌 平成26年 3月 当社常務取締役 事業開発室長 兼 製品開発部長 研究開発部・薬事部・臨床開発部管掌 平成27年 4月 当社常務取締役 事業開発室長 兼 生産技術部長 研究開発部・薬事部・臨床開発部管掌 平成27年 6月 当社取締役常務執行役員 研究開発本部長 兼 事業開発室長 兼 生産技術部長 富士フィルム株式会社 R&D統括本部再生医療研究所長（現任） 平成28年 4月 当社取締役常務執行役員 事業開発部・研究開発部・薬事部・臨床開発部・生産技術部管掌（現任）
4 再任	 あかし しげのぶ 明石 成信 (昭和34年1月14日生) 所有する当社の株式数 —	昭和56年 4月 富士写真フィルム株式会社（現富士フィルム株式会社）入社 平成16年 4月 同社人事部担当部長 兼 CSR推進部コンプライアンス&リスク管理部担当部長 平成18年 4月 同社人事部担当部長 兼 CSR推進部コンプライアンス&リスク管理部担当部長 兼 経営企画部持株会社設立準備室担当部長 平成18年10月 同社人事部担当部長 兼 CSR推進部コンプライアンス&リスク管理部担当部長 兼 富士フィルムホールディングス株式会社出向 平成20年 7月 同社人事部担当部長 兼 富士フィルムホールディングス株式会社出向 平成24年 6月 同社人事下次長 兼 富士フィルムホールディングス株式会社出向 平成27年 4月 同社再生医療事業推進室マネージャー 平成27年 5月 富士フィルム株式会社から転籍、当社経営管理部専任部長 平成27年 6月 当社取締役常務執行役員 経営管理本部長 平成28年 4月 当社取締役常務執行役員コンプライアンス担当 経営管理部長（現任）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
5 再任 (非業務執行)	 とだ ゆうぞう 戸田 雄三 (昭和21年7月21日生) 所有する当社の株式数 —	昭和48年 4月 富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 平成 6年 7月 Fuji Photo Film B.V.（オランダ）研究所長 平成16年 6月 富士写真フイルム株式会社執行役員 R&D統括本部ライフサイエンス研究所長 平成20年 6月 同社取締役執行役員 ライフサイエンス事業部長 富山化学工業株式会社専務執行役員（現任） 平成21年 6月 富士フイルムホールディングス株式会社取締役 兼 富士フイルム株式会社取締役常務執行役員 平成22年 6月 富士フイルムホールディングス株式会社取締役 兼 富士フイルム株式会社取締役常務執行役員 医薬品事業部長 株式会社パルセウスプロテオミクス取締役（現任） 平成23年 6月 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム代表理事・会長（現任） 平成24年 3月 協和キリン富士フイルムバイオロジクス株式会社取締役（現任） 平成24年 6月 富士フイルムホールディングス株式会社取締役 兼 富士フイルム株式会社取締役常務執行役員 医療分野特命担当 平成25年 3月 内閣官房 健康・医療戦略室参与（現任） 平成27年 6月 富士フイルムホールディングス株式会社取締役 兼 富士フイルム株式会社取締役専務執行役員 医療分野特命担当（現任）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
6 再任 (社外)	 くらはし きよたか 倉橋 清隆 (昭和28年11月24日生) 所有する当社の株式数 —	昭和51年 4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成15年 9月 同行から株式会社ニデックへ出向 平成16年 4月 株式会社ニデック入社 平成16年 6月 同社経理部長 平成18年 4月 同社スタッフ統轄本部長 平成18年 6月 同社取締役スタッフ統轄本部長 平成20年 6月 当社取締役（現任） 平成25年 4月 株式会社ニデック取締役 管理本部長 平成26年 4月 同社取締役 薬事法務本部長（現任） 社外取締役候補者の選任理由： 倉橋清隆氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の規定に定める社外取締役候補者であります。同氏は、当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための知識、経験及び実績等を兼ね備えていると判断したためであります。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
7 再任 (非業務執行)	 いしかわ たかとし 石川 隆利 (昭和29年3月9日生) 所有する当社の株式数 —	昭和53年 4月 富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 平成18年 1月 同社R&D統括本部半導体材料研究所次長 平成18年 4月 同社R&D統括本部エレクトロニクスマテリアルズ研究所副所長 平成18年10月 同社R&D統括本部知的財産本部知財技術部技術担当部長 平成19年 4月 同社R&D統括本部知的情報統括部長 平成20年 4月 同社R&D統括本部技術戦略部技術担当部長 平成20年 6月 富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ株式会社社長 平成21年 4月 富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ株式会社社長 兼 富士フイルム株式会社産業機材事業部技術担当部長 平成23年 6月 富士フイルム株式会社執行役員 同社エレクトロニクスマテリアルズ事業部長 同社R&D統括本部エレクトロニクスマテリアルズ研究所、富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ株式会社社長及びFUJIFILM Electronic Materialsグループ各社管掌 平成24年 6月 富士フイルムホールディングス株式会社取締役（現任） 富士フイルム株式会社取締役執行役員 同社医薬品事業部長（現任） 同社R&D統括本部医薬品・ヘルスケア研究所管掌（現任） 富山化学工業株式会社取締役（現任） 富士フイルムRIファーマ株式会社取締役（現任） 平成24年 7月 株式会社ペルセウスプロテオミクス取締役（現任） 平成25年 6月 当社取締役（現任） 平成26年 6月 富士フイルム株式会社取締役常務執行役員（現任） 同社R&D統括本部再生医療研究所管掌（現任） 平成27年 4月 富士フイルムファーマ株式会社取締役（現任）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
8 再任 (非業務執行)	 ばん としかず 伴 寿一 (昭和36年5月9日生) 所有する当社の株式数 —	昭和60年 4月 武田薬品工業株式会社入社 平成 5年 7月 TAP Pharmaceutical Inc. R&D, Manager出向 平成10年 4月 Takeda America R&D Inc. Manager出向 平成13年12月 武田薬品工業株式会社 SPU推進室長 平成17年10月 同社事業開発部シニアマネージャー（医薬ライセンス） 平成20年 1月 同社事業開発部長 平成24年 1月 同社医薬営業本部シニアコーディネーター 平成25年 4月 富士フイルム株式会社入社、同社医薬品事業部統括マネージャー 平成27年 4月 同社再生医療事業推進室室長 兼 医薬品事業部次長（現任） 平成27年 9月 セルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社代表取締役社長（現任）

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 非業務執行取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役（社外取締役を含む。以下同じ。）が期待される役割を充分発揮できるよう、第4号議案が承認されることを条件として、定款第30条第2項において、非業務執行取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。これにより、非業務執行取締役候補者が非業務執行取締役に選任され就任した場合に、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

3. 当社の親会社（その子会社も含む。）における現在又は過去5年間の地位・担当については、各候補者の略歴に記載のとおりであります。

第6号議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります新日本有限責任監査法人につきましては、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任いたします。そこで、新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。監査役会が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由は、当該候補者の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。また、親会社である富士フィルムホールディングス株式会社の会計監査人と統一することにより、監査の効率化及びグループの一元的な監査体制を確立するためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(平成28年3月31日現在)

監 査 法 人 の 名 称	有限責任 あずさ監査法人		
事 務 所	主 たる 事 務 所 東京都新宿区津久戸町1番2号 あずさセンタービル		
沿 革	昭和44年 7月	監査法人朝日会計社設立	
	昭和60年 7月	監査法人朝日会計社と新和監査法人（昭和49年12月設立）が合併し、監査法人朝日新和会計社設立	
	平成 5 年 10月	監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月設立）が合併し、朝日監査法人発足	
	平成15年 2月	KPMGジャパン（昭和24年 ピート・マーウィック・ミッチェル日本事務所として東京に設立）の監査部門が、あずさ監査法人を設立	
	平成15年 4月	朝日監査法人がKPMGのメンバーファームに正式加入	
	平成16年 1月	朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足、引き続きKPMGのメンバーファーム	
	平成22年 7月	有限責任監査法人に移行し、法人名を「有限責任 あずさ監査法人」に変更	
概 要	資本金	3,000百万円	
	構成人員		
	公認会計士	3,036名	（うち代表社員30名・社員517名）
	会計士補	11名	
	会計士試験合格者	1,177名	
	専門員	762名	（特定社員35名、うち代表社員1名）
	その他職員	592名	
	合計	5,578名	
	クライアント数 監査証明業務	3,462社	

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役小澤洋介氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社取締役退職慰労金規程に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会の決議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりです。

氏名（生年月日）	略 歴
お ざ わ よ う す け 小澤 洋介 (昭和39年2月18日生)	平成16年6月 当社代表取締役社長 平成27年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

以上

(提供書面)

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日）における我が国経済は、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、海外経済減速の影響が懸念される中で、個人消費など一部に弱さみられるものの、雇用情勢の改善や各種政策の効果もあって緩やかな回復基調が続きました。

再生医療分野では、平成26年11月より医薬品医療機器等法及び再生医療等安全性確保法が施行され、平成27年9月には、医薬品医療機器等法の下、新たにヒト（同種）骨髄由来間葉系幹細胞「テムセルHS注」とヒト（自己）骨格筋由来細胞シート「ハートシート」の2つの再生医療等製品が承認されました。ハートシートは、初の条件及び期限付承認です。更に、同年11月、テムセルHS注とハートシートが保険収載され、自家細胞を使うハートシートには、組織採取時のAキット（採取・継代培養キット）と移植時のBキット（回収・調製キット）の2段階での保険償還価格が決定されました。これを受け、当社再生医療等製品である自家培養表皮ジェイス、自家培養軟骨ジャックについても平成28年4月より保険機能区分が2つに細分化され、対応する償還価格が見直されました。また、再生医療等安全性確保法の下、愛知県蒲郡市では、平成27年7月に蒲郡市民病院が「特定認定再生医療等委員会」に認定されました。

このような状況の下、当社は再生医療製品事業において自家培養表皮、自家培養軟骨、自家培養角膜上皮等の開発を進めました。

自家培養表皮ジェイスは、平成21年1月に保険収載された我が国初の再生医療等製品であり、重症熱傷患者の治療を目的としています。ジェイスには保険適用に関し、「施設基準」や「算定限度」等の留意事項が付与されています。これら留意事項のうち算定限度に関しては、平成24年4月より一患者につき20枚から40枚に緩和されました。また、平成28年4月より、ジェイスの保険機能区分が①採取・培養キットと②調製・移植キットの2つに細分化され、償還価格がそれぞれ①4,380千円、②151千円／枚に改定されました。当社は、ジェイスの適応拡大として、希少疾病用再生医療等製品の指定の下、表皮水疱症及び先天性巨大色素性母斑の治療を目的として開発を進めました。このうち巨大色素性母斑については、医師主導治験にて実施されたものを企業主導治験として引き継ぎ、平成28年1月、一部変更承認申請を提出しました。また当社は、台湾政府からの要請に基づき、平成27年6月に台湾で発生した粉塵爆発で受傷した多数熱傷患者にジェイスを提供することにより、国際救急医療に貢献しました。

自家培養軟骨ジャックは、平成24年7月に厚生労働省により製造販売承認され、平成25年4月より保険収載された整形外科領域における再生医療等製品であり、適応対象は膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く）です。ジャックの保険機能区分についてもジェイス同様に細分化され、平成28年4月より、償還価格が①採取・培養キット879千円、②調製・移植キット1,250千円に改定されました。ジャックには保険適用に関し、「施設基準」や「実施医基準」等の留意事項が付与されているため、当社は医療機関及び実施医への研修を積極的に進めました。平成28年3月末現在で、ジャックを使用できる医療機関（使用認定施設）は218施設となり、全

都道府県で使用可能です。また当社は、医療従事者への啓蒙活動だけでなく、一般の患者様向けにもジャックを使用する治療法「自家培養軟骨移植術」の認知度向上を目指した活動も開始し、平成28年4月、本移植術を受けたプロサッカー選手を起用した特設サイトを開設しました。

自家培養角膜上皮は、片眼性の角膜上皮幹細胞疲弊症を適応対象として、平成26年10月から治験を実施しています。本製品は、ニデックからの委託開発ですが、治験遂行においては日本医療研究開発機構からの助成金も活用しています。平成27年3月、角膜上皮幹細胞疲弊症の治療を目的とした希少疾病用再生医療等製品に指定されました。

当社は、再生医療製品事業における受託開発として、富士フイルム、ニデック、大阪大学（眼科）から収入を獲得しました。

研究開発支援事業である研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズは、動物実験を代替する試薬です。平成25年7月に、ラボサイトエピ・モデル24を用いた皮膚刺激性試験に関する試験法が、標準法の一つとして経済協力開発機構（OECD）の試験法ガイドラインTG439へ収載されました。また、同様にラボサイト角膜モデルでは、OECDが推進する眼刺激性試験の標準化を目指した開発を進めています。

当社は、平成26年11月に再生医療等安全性確保法が施行されたことに伴い、これまで再生医療製品事業により培ってきたノウハウを活用し、再生医療等の提供機関及び細胞培養加工製造事業者等に対するコンサルティング事業ならびに細胞培養受託事業を開始しました。平成27年10月、特定細胞加工物製造許可を取得し、医療機関等から細胞培養を受託する環境が整いました。また、平成27年8月、当社の働きかけの下、蒲郡市主催で「蒲郡再生医療産業化サミット」が開催され、再生医療の産業化に向けた目標や課題に関する討議を取りまとめた「蒲郡再生医療産業化サミット宣言」が採択されました。

更に当社は、平成28年3月、新たな事業として再生医療等製品に特化したCRO（臨床開発業務受託）事業を開始することを決定しました。平成28年4月以降、再生医療等製品の承認を目的として治験を実施する全ての企業、医師主導治験を実施する医療機関を対象に、治験開始前のコンサルティングから承認申請まで臨床開発を一貫してサポートするCROサービスを提供します。

当社は、日本医療研究開発機構を中心とする公的研究機関からの研究助成金と、愛知県から設備投資に係る補助金を獲得しました。

こうした結果、当事業年度における売上高は、1,430,826千円（前期比8.3%増）となりましたが、人員補強による人件費の増加及び4階生産設備増設に伴う減価償却費の増加等により営業損失は722,599千円（前期は688,022千円の営業損失）となりました。経常損失は677,699千円（前期は686,687千円の経常損失）となり、当期純損失は681,539千円（前期は690,527千円の当期純損失）となりました。

（注）当事業年度より、会計方針の変更を行っており、前年度比較については、遡及適用後の前年度数値を用いております。

事業の部門別売上高

事業別	売上高
再生医療製品事業	1,337,667千円
研究開発支援事業	93,159千円
合計	1,430,826千円

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、本社棟4階における生産設備増設により、総額263,238千円でありました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は再生医療の産業化を推進するために、会社に対処すべき課題を以下のとおり認識し、その解決に向けた取り組みを展開しています。

① 自家培養表皮ジェイスの展開

自家培養表皮ジェイスは、我が国で第1号となる再生医療等製品として平成19年10月に厚生労働省より製造販売承認を受け、平成21年1月に保険収載されましたが、本品には承認条件及び保険適用に関する留意事項が付与されています。なお、平成28年4月より保険機能区分が①採取・培養キット、②調製・移植キットの2つに細分化され、保険償還価格も改定されました。

本品の承認条件「再審査期間（7年）中の全症例を対象とした使用成績調査」につきましては、平成26年10月をもって登録が完了し、平成27年1月に再審査申請書を医薬品医療機器総合機構に提出しました。承認条件の一つである製造販売後臨床試験の終了に伴い、データを取りまとめ、再審査を受けます。

さらに、重傷熱傷の治療に限定されている適応対象の拡大を目的とした開発を進めています。平成28年1月には、先天性巨大色素性母斑への適応拡大に向けた一部変更承認申請を提出しました。

② 自家培養軟骨ジャックの展開

自家培養軟骨ジャックは、平成24年7月に厚生労働省より製造販売承認を受けました。整形外科領域における我が国初の再生医療等製品であり、平成25年4月に保険収載されましたが、本品には承認条件及び保険適用に関する留意事項が付与されています。なお、平成28年4月より保険機能区分が①採取・培養キット、②調製・移植キットの2つに細分化され、保険償還価格も改定されました。

当社は、本品の適正な使用方法について啓蒙活動を行うとともに、承認条件の一つである「再審査期間（7年）中の全症例を対象とした使用成績調査」を適正に実施しております。

また、本品は保険適用に関して「施設基準」や「実施医基準」等の留意事項が付与されているため、当社は医療機関及び実施医への研修を行う必要がありますが、平成28年3月末現在で、218施設の医療機関において治療実施の準備が整い、国内すべての都道府県で使用可能です。

当社は、引き続き本品の普及に努めるとともに、製品仕様の変更を含む適応拡大にも取り組みます。

③ 自家培養角膜上皮の展開

自家培養角膜上皮は、ニデックからの受託開発です。平成23年1月に製品仕様の一部を変更し、セルシードと協働しながら開発を進め、平成26年10月に治験計画届書を医薬品医療機器総合機構に提出し、治験を実施しています。治験遂行においては、日本医療研究開発機構からの助成金を活用しています。

当社は、委託元であるニデックと今後の開発方針を協議しながら、治験を遅延なく遂行し、早期の承認取得を目指します。その後は、速やかに保険協議を進めます。

④ 研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの展開

研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズは、動物実験を代替する試薬です。動物実験代替への理解促進や認知度向上のため、当社は、動物実験代替法、皮膚基礎科学、幹細胞研究など、最新の研究報告を行うセミナーを開催する等の啓蒙活動を通じて、研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの拡販に努めます。

平成25年7月、ラボサイト エピ・モデル24を用いた皮膚刺激性試験に関する試験法が、標準法の一つとして経済協力開発機構（OECD）の試験法ガイドラインTG439へ収載されました。また、ラボサイト 角膜モデルを用いた眼刺激性試験法に関しても、OECDの試験法ガイドラインへの収載を目指して開発を進めています。

⑤ 受託開発の推進

当社は、ニデックからの角膜上皮開発に加え、富士フィルムから複数の開発業務を受託し、次世代の製品に繋がる開発を進めています。また、大阪大学（眼科）から角膜再生医療の研究における業務も請け負っています。人員の適正配置及び効率化を推進し、既存の製品パイプラインを確実に推進するとともに、新製品の探索研究も積極的に進めます。

⑥ 総合コンサルティングの推進

当社は、再生医療等安全性確保法（新法）で定義される再生医療等提供機関及び特定細胞加工物製造事業者に対するコンサルティングに加え、医薬品医療機器等法（薬機法）の下、再生医療等製品に特化したCRO事業を展開します。新法と薬機法双方にかかる総合コンサルティングサービスをワンストップで提供し、顧客のニーズを最適な形で具現化します。

⑦ 生産体制の強化

自家培養軟骨ジャックの事業伸長に向けた製造能力の増強のため、本社棟4階に生産施設を拡張しました。また、受注生産により製造部門に繁閑が生じることで、設備及び人員の非効率な運用が発生するため、製造や検査作業の効率化、自動化を促進します。

⑧ 販売体制の強化

自家培養表皮ジェイス及び自家培養軟骨ジャックの適正使用に関する啓蒙活動ならびに販売活動、ならびに研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの普及活動において、多くの営業人員を必要としています。販売拡大に向けた営業活動の効率化を図るため、代理店の活用、担当及び人員配置の見直し、営業体制の効率化及び強化に努めていきます。

⑨ 人事制度の見直し・強化

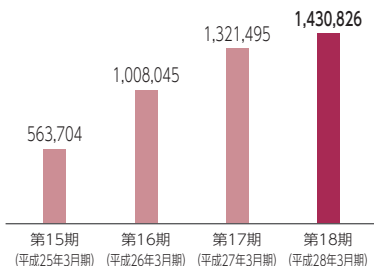
当社の業務拡大による人材の多様化に柔軟に対応するため、人事制度の見直し及び強化が必要になります。働きがいのある職場環境の整備に努め、会社業績の向上を目指すとともに、当社が必要とする人材育成に取り組みます。

⑩ 社屋拡張計画の策定・実行

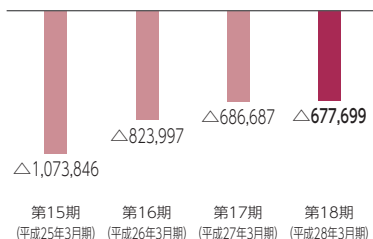
当社の業務拡大と社員数の増加に伴い、事務エリア、共有エリアが不足しています。今後の事業の進捗度合いを勘案し、適切に社屋の拡張を行います。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

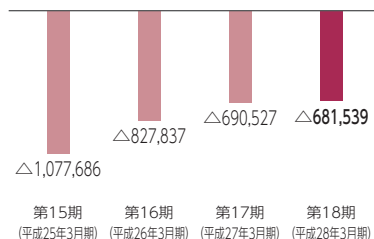
売上高 (単位：千円)



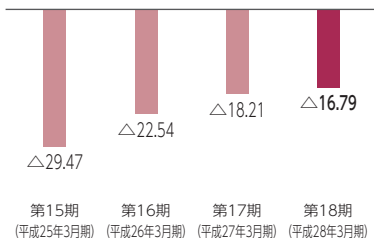
経常損益 (単位：千円)



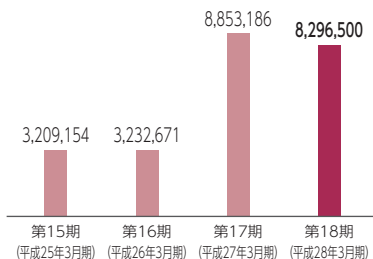
当期純損益 (単位：千円)



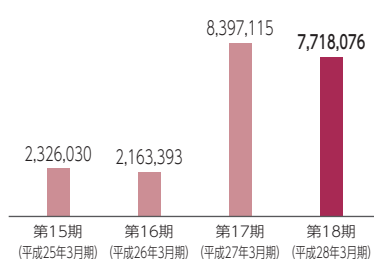
1株当たり当期純損益 (単位：円)



総資産 (単位：千円)



純資産 (単位：千円)



		第15期 (平成25年3月期)	第16期 (平成26年3月期)	第17期 (平成27年3月期)	第18期 (平成28年3月期)
売上高	(千円)	563,704	1,008,045	1,321,495	1,430,826
経常損益	(千円)	△1,073,846	△823,997	△686,687	△677,699
当期純損益	(千円)	△1,077,686	△827,837	△690,527	△681,539
1株当たり当期純損益	(円)	△29.47	△22.54	△18.21	△16.79
総資産	(千円)	3,209,154	3,232,671	8,853,186	8,296,500
純資産	(千円)	2,326,030	2,163,393	8,397,115	7,718,076

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純損益については小数点第2位未満を四捨五入しております。
2. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株を200株にする株式分割を行っております。当該株式分割については、第15期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

1. 親会社等との関係

富士フイルム株式会社は、当社発行済株式総数の46.07%を保有する筆頭株主です。また、富山化学工業株式会社は同じく4.08%を保有する大株主です。富士フイルムは富士フイルムホールディングス株式会社の100%子会社であり、富山化学工業は同じく66%子会社であるため、両者を合算した富士フイルムホールディングスの間接所有による当社株式の保有割合は、50.16%となり、富士フイルムホールディングスが当社の親会社となります。

2. 親会社等との間の取引等に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場価格その他公正価格等を勘案して決定しておりますので、当社の利益を害するものではないと判断しております。また、当社取締役会を中心とした独自の意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性についても、問題ないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社は、再生医療製品及び研究開発支援製品の研究開発・製造・販売を事業として営んでいますが、その概要は次のとおりです。

- ・再生医療製品事業……細胞培養技術を利用した再生医療製品（表皮、軟骨、角膜上皮等）の研究開発・製造・販売、受託開発
- ・研究開発支援事業……研究用ヒト培養組織の研究開発・製造・販売

(8) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

本社 愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1



(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
179名	9名増	35.7歳	6.1年

(注) 上記の従業員にはパート17名及び嘱託社員9名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 55,000,000株

(2) 発行済株式の総数 40,582,000株

(3) 株主数 14,378名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
富士フイルム株式会社	18,700,000	46.07
株式会社ニデック	4,227,200	10.41
富山化学工業株式会社	1,658,400	4.08
五味大輔	425,000	1.04
中部飼料株式会社	400,000	0.98
前田陽子	342,400	0.84
三井住友海上火災保険株式会社	300,000	0.73
小澤洋介	292,000	0.71
桑田武志	268,000	0.66
JP MORGAN CHASE BANK 385181	255,000	0.62

(5) その他株式に関する重要な事項

1. 新株予約権の権利行使により、新株式を2,400株発行したため、発行済株式総数は2,400株増加しております。
2. 当事業年度の末日後、新株予約権の権利行使により新株式を5,000株発行したため、発行済株式総数は5,000株増加しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	小 澤 洋 介	
取締役 専務執行役員	大須賀 俊 裕	営業部長
取締役 常務執行役員	畠 賢一郎	研究開発本部長 兼 事業開発室長 兼 生産技術部長 富士フイルム株式会社 R&D統括本部再生医療研究所長
取締役 常務執行役員	明 石 成 信	情報セキュリティ担当 経営管理本部長
取締役	戸 田 雄 三	富士フイルムホールディングス株式会社 取締役 富士フイルム株式会社 取締役専務執行役員 富山化学工業株式会社 専務執行役員 内閣官房 健康・医療戦略室 参与 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム 代表理事・会長 株式会社ベルセウスプロテオミクス 取締役 協和キリン富士フイルムバイオロジクス株式会社 取締役
取締役	倉 橋 清 隆	株式会社ニデック 取締役
取締役	石 川 隆 利	富士フイルムホールディングス株式会社 取締役 富士フイルム株式会社 取締役 常務執行役員 富山化学工業株式会社 取締役 富士フイルムRIファーマ株式会社 取締役 株式会社ベルセウスプロテオミクス 取締役 富士フイルムファーマ株式会社 取締役
取締役	伴 寿 一	富士フイルム株式会社 再生医療事業推進室室長 兼 医薬品事業部次長 セルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役社長
取締役	岡 田 淳 二	富士フイルムホールディングス株式会社 経営企画部統括マネージャー 富士フイルム株式会社 経営企画本部経営企画部長 兼 G-up推進室マネージャー
常勤監査役	小 川 忠 彦	
監査役	加 藤 孝 浩	公認会計士 税理士 クローバー・ブレイン株式会社 代表取締役
監査役	尾 山 雅 之	富山化学工業株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役戸田雄三氏、倉橋清隆氏、石川隆利氏、伴寿一氏、岡田淳二氏は、旧会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
監査役小川忠彦氏、加藤孝浩氏、尾山雅之氏は、旧会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
- 退任 取締役森由紀夫氏、黒田享、大林正人氏、中村勝光氏、大谷正明氏、助野健児氏及び横川拓哉氏は、平成27年6月24日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- 就任 明石成信氏、戸田雄三氏、伴寿一氏及び岡田淳二氏は、平成27年6月24日開催の第17期定時株主総会において取締役に新たに選任され就任いたしました。
3. 常勤監査役小川忠彦氏は、株式会社東海銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）及び株式会社村上開明堂における豊富な経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役加藤孝浩氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査役加藤孝浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	16名 (9)	76,407千円 (6,300)	
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3)	7,655千円 (7,655)	
合計 (うち社外役員)	19名 (12)	84,062千円 (13,955)	

- (注) 1. 上記には、平成27年6月24日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役7名（うち社外取締役4名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成18年6月29日開催の第8期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内、平成16年6月30日開催の第6期定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を年額500万円以内と決議をいただいております。
4. 上記のほか、平成27年6月24日開催の第17回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
- 退任取締役 4名 23,900千円

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役戸田雄三氏は、富士フィルムホールディングス株式会社取締役 兼 富士フィルム株式会社取締役専務執行役員 兼 富山化学工業株式会社専務執行役員 兼 内閣官房 健康・医療戦略室参与 兼 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム代表理事・会長 兼 株式会社ペルセウスプロテオミクス取締役 兼 協和キリン富士フィルムバイオロジクス株式会社取締役であり、富士フィルムは当社の大株主であります。当社は富士フィルムと資本・業務提携契約を締結しております。また、当社は同社より委託契約に基づく受託開発を行っております。富士フィルムホールディングスは当社株式を間接所有することによって、当社の親会社に該当し、富士フィルムは直接所有によるその他関係会社であります。富山化学工業は当社の大株主であり、再生医療イノベーションフォーラムは当社も所属する業界団体ですが、その他の兼職先は当社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役倉橋清隆氏は、株式会社ニデック取締役であり、同社は当社の大株主であります。また、当社は同社より委託契約に基づく受託開発を行っております。
- ・取締役石川隆利氏は、富士フィルムホールディングス取締役 兼 富士フィルム取締役常務執行役員 兼 富山化学工業取締役 兼 富士フィルムRIファーマ株式会社取締役 兼 ペルセウスプロテオミクス取締役 兼 富士フィルムファーマ株式会社取締役であり、富士フィルムホールディングスは当社の親会社であります。富士フィルムは当社のその他関係会社であり、富山化学工業は当社の大株主であります。その他の兼職先は当社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役伴寿一氏は、富士フィルム再生医療事業推進室室長 兼 医薬品事業部次長 兼 セルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社代表取締役社長であります。富士フィルムは当社のその他関係会社であります。その他の兼職先は当社との間に特別な関係はありません。

- ・取締役岡田淳二氏は、富士フィルムホールディングス経営企画部統括マネージャー 兼 富士フィルム経営企画本部経営企画部長 兼 G-up推進室マネージャーであります。富士フィルムホールディングスは当社の親会社であり、富士フィルムは当社のその他関係会社であります。
- ・監査役加藤孝浩氏は、公認会計士及び税理士であり、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役尾山雅之氏は、富山化学工業監査役であり、同社は当社の大株主であります。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 戸 田 雄 三	平成27年6月に就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち8回に出席いたしました。主に当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 倉 橋 清 隆	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。主に当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 石 川 隆 利	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。主に当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 伴 寿 一	平成27年6月に就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。主に当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 岡 田 淳 二	平成27年6月に就任後、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。主に当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 小 川 忠 彦	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。
監査役 加 藤 孝 浩	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。
監査役 尾 山 雅 之	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。

③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

当該事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役戸田雄三氏、倉橋清隆氏、石川隆利氏、伴寿一氏、岡田淳二氏及び社外監査役小川忠彦氏、加藤孝浩氏、尾山雅之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、当事業年度において責任限定契約を締結しておりません。

なお、当社定款にて、「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。」と定めております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

9,700千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

9,700千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんが、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定められた解任事由に該当する状況にあり、かつ解任が相当と判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。なお、この場合には、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、当社都合の他、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(6) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(7) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・ 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、①の監査法人の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務諸表を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

i) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制ならびに金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制（以下、まとめて「内部統制システム」という。）を以下のとおり整備し、継続的に改善する。

【取締役関連】

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は「企業理念」を企業経営の最優先事項に位置づけ、取締役はこれを高次元で達成するように職務を執行する。
2. 「行動指針」「コンプライアンス・ポリシー」等を定め、取締役自らが率先垂範し、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。
3. 取締役および執行役員の中からコンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンスの徹底を図る。
4. 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス遵守状況を監視し、体制の点検・整備等により継続的な改善を実施する。また、これらの活動は取締役会および監査役会に定期的に報告する。
5. 当社は、財務計算に関する報告その他の情報の適正性および信頼性を確保するための体制を整備・運用するとともに、適時かつ適切に開示する。
6. 取締役が相互に監督することにより、職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。また、非業務執行取締役が職務執行を監督することによって客観性を確保する。
7. 代表取締役の直轄部門として内部監査室を設置する。内部監査室は、監査役と連携の上、業務執行状況等の内部監査を実施し、取締役会および監査役会に定期的に報告する。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、権限配分および意思決定ルールに基づく効率的な職務執行の方法を定め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
2. 取締役会は全社的な目標を定め、この目標達成のために、業務執行取締役および執行役員は具体的手段・方法を立案して職務を遂行し、業務執行取締役および執行役員で構成される経営会議において定期的に進捗状況をレビューする。

3. 業務運営に関する個別課題については、経営会議において審議する。なお、経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において決定する。
4. 職務執行に係る職務分掌および権限委譲に関する規定を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲で業務執行することにより、業務の効率化を図る。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報は、文書（電磁的媒体を含む。以下同じ。）に記録する。文書は経営管理部において保管し、毀損や流出を防止する。また、取締役および監査役は、これらの文書を閲覧、謄写または複写できる。
2. 電子化された情報の保存および管理を確実に実施するため、「情報セキュリティ・ポリシー」に基づき、適正かつ合理的な情報セキュリティ管理および適切なセキュリティレベルの維持を行う。

【監査役関連】

① 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における従業員に関する事項、取締役からの独立性に関する事項、指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役の職務を補助するために必要な補助作業を監査役から求められた場合、当社は当該監査役と協議し、職務を補助する補助員を確保する。
2. 補助員は、監査役の命令に関して、取締役および執行役員等の指揮命令を受けない。
3. 補助員に対する人事異動、人事評価、処罰等においては、監査役より命令を受けて実施した補助業務について不利益な取扱いをしない。

② 監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会ならびに経営会議の他、すべての会議および委員会等に出席し、報告を受けることができる。
2. 監査役が求める重要な事項等について、取締役、執行役員および従業員はすみやかに報告する。
3. 法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況ならびに内部通報制度による通報情報およびその内容について、取締役、執行役員および従業員は、監査役および監査役会にすみやかに報告する。
4. 監査役に直接報告・相談を行った取締役、執行役員または従業員に対して、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1. 監査役は「監査役監査基準」に定める監査役監査の重要性、有用性を十分に認識し、取締役と協力して監査役監査を実効的に行うことのできる環境を整備する。
2. 監査役会と代表取締役、各取締役、監査法人は、監査業務の品質および効率を高めるため、それぞれの間で定期的な意見交換を行い、緊密な連携を図る。
3. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務について、監査の実効性を担保するために監査費用の予算措置を行い、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

【その他】

① 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 法令、定款および当社の「企業理念」を従業員に遵守させるため、「行動指針」「コンプライアンス・ポリシー」を定め、すべての従業員に周知、徹底する。
2. 従業員が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、責任者に直ちに報告し、必要に応じて取締役会および監査役に報告する。
3. コンプライアンス上疑義のある事実等について、役職を問わず、これを知った者が情報提供を直接行うことのできる内部通報制度を設置する。
4. 内部通報制度の相談窓口の1つとして社外窓口を設置し、利用しやすい環境および利用者の匿名性を担保する。また、利用者が不利益を被らない仕組みとする。
5. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に則った懲戒を含め、厳正に対処する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、リスク管理に関する規定を策定するとともに、コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等の様々なリスクに対応するため、それぞれの部署にリスク管理責任者を置き、リスクを把握、分析し、必要な対応策を講じる。
2. 組織横断的なリスク状況の監視および全社的対応を行う機関として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理委員会は事業継続計画（BCP）を策定し、重大な災害に備える。
3. 情報を重要な会社資産として認識し、取締役および執行役員の中から情報セキュリティ担当役員を任命するとともに、「情報セキュリティ・ポリシー」を策定し、適正かつ合理的な情報セキュリティ管理および適切なセキュリティレベルの維持を行う。特に、個人情報に関しては「プライバシー・ポリシー」を定め、これを遵守する。
4. 重大な危機発生時には、代表取締役を本部長とする危機対策本部を設置し、損害の軽減および復旧を図る。

③ 親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、親会社を含む企業集団における企業統治（コーポレートガバナンス）の適正性を確保するため、グループ会社と相互に情報を共有し、グループポリシーを踏まえて当社の内部統制システムを構築する。
2. 当社は子会社を保有しないため、会社法および会社法施行規則で定める「子会社の内部統制システムに係る管理」および「子会社から監査役への報告の体制」の整備は対象外とする。

④ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

1. 市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係の排除を「コンプライアンス・ポリシー」に定め、「反社会的勢力対応マニュアル」等に則り、毅然とした態度で対応する。
2. 平素から警察関係機関、弁護士等の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係を遮断する。

ii) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は、次のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組みの状況

代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を2回開催しました。当該委員会では、コンプライアンスに関する活動状況（内部通報の内容を含む。）について主管部署からの報告を受け、コンプライアンス体制の状況を確認しました。

継続的に実施している全役職員向けコンプライアンス研修に加え、管理職向け、テーマ別、ディスカッションなどの様々な形式のコンプライアンス研修を実施し、役職員全体のコンプライアンス意識の向上を図っています。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役5名を含む取締役9名で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会は15回開催し、各議案についての審議、業務執行等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するために執行役員制度を導入しており、意思決定の迅速化、効率化を図っています。

③ 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を2回開催しました。当該委員会では、全社リスクマップの見直し、リスク重点課題及びアクションプランの設定を行いました。また、顕在化リスク及びその対応について主管部署からの報告を受け、リスク管理の状況について確認しました。

また、定期的な情報セキュリティ研修に加え、継続的な啓蒙活動や不審メール訓練等を実施し、役職員全体の情報セキュリティに関する意識及び知識の向上を図っています。

④ 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査役会は、社外監査役3名で構成されています。監査役会は13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、常勤監査役については、コンプライアンス委員会等の重要な社内会議に出席したり、稟議書等を常時閲覧したりすることにより、監査の実効性の向上を図っています。

⑤ 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

新規取引先との契約締結に関して、決裁手続きの徹底や反社会的勢力排除条項の契約書への記載等の対応を実施しています。また、地元警察や顧問弁護士との情報連携を図っています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 当社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えます。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取り組み

1. 企業価値向上への取り組み

当社は、「医療の質的变化をもたらすティッシュ・エンジニアリングをベースに、組織再生による根本治療を目指し、21世紀の医療そのものを変えてゆく事業を展開する。」ことを会社設立の趣旨とし、「再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL（生活の質）向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生きることが信条とする」という企業理念に基づいて事業を展開しています。当社は、平成19年10月に日本初の製造販売承認を取得した自家培養表皮ジェイス、平成24年7月に製造販売承認を取得した自家培養軟骨ジャックに代表される医薬品医療機器等法の適用を受ける再生医療製品事業と、医薬品医療機器等法の適用を受けない研究開発支援事業を展開しています。

当社は企業価値向上への取り組みとして、年度毎に経営計画を策定し、代表取締役が直接全役職員に伝達することにより目標の共有化を図り、全社一丸となって企業理念の実現に向け事業を展開しています。また、再生医療製品事業を推進するにあたり実質的な親会社となる富士フィルムと密接な連携を図ることにより、グループとしてより効率的に取り組んでいます。

当社の具体的な取り組みとして、再生医療等製品のメーカーとして製造販売承認を取得した自家培養表皮ジェイス、及び自家培養軟骨ジャックの製造販売活動を積極的に展開しています。また、表皮水疱症及び巨大色素性母斑の治療への適応拡大を進めるとともに、3本目のパイプラインである自家培養角膜上皮の受託開発に関しても治験計画届出書を提出いたしました。その他にも富士フィルム等からの受託開発を行うとともに、海外展開を含めた次期製品ならびに将来事業の開発を推進しています。研究開発支援事業につきましては、研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの販売拡大に注力するとともに、同製品のラインナップを増やすべく研究開発を進めています。これらの再生医療等製品の開発や製造販売を行っていることだけでなく、製造販売承認を取得する過程で培ってきたノウハウ、ならびに研究開発支援事業製品の販売拡大が当社の企業価値の大きな要素となっています。

当社は、情報開示体制を整備し、再生医療の啓蒙を兼ねたPR活動を適切に行うことにより、多くの投資家の要望に応えることができる積極的なIR体制の構築、運用に努めています。また、適切に牽制がかかり情報の信頼性を担保する内部統制体制の維持、改善を目的として内部統制基本方針を定め運用しています。また、再生医療事業を行っている会社として魅力のある職場環境の実現に努め、当社の持続的成長に不可欠な社員の育成・充実に図り、海外展開をも視野に入れた人材の育成・強化に取り組んでいます。

このような当社の創業以来の取り組みの積み重ねが、現在の企業価値の源泉になっています。当社は、当社の企業文化の根源である設立趣旨、企業理念を高い次元で実現することにより、社会的意義を高め、経営資源を有効に活用するとともに、全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、結果として当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができるものと考えます。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し、これを維持することに取り組んでいます。

当社の取締役会は9名で構成され、その内5名は社外取締役です。取締役会は当社の経営戦略を策定・遂行するとともに、取締役の職務遂行を監督しています。特に社外取締役の起用により多角的な視点を取り入れ、代表取締役や社内取締役の独走を牽制しています。

また、社外監査役3名で構成される監査役会は、内部監査室及び会計監査人ならびに顧問弁護士と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めています。常勤監査役は取締役会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等重要な会議に出席するとともに、業務及び財産の状況の確認を通じて取締役の職務遂行を監査しています。

当社は創業時より、研究・開発事業に関する倫理的妥当性について審査を行うこと、及びヒト組織・細胞等の収集・提供の実施状況など事業全般にわたる倫理的評価を行うことを目的に、企業委員2名、外部委員7名で構成されるJ-TEC倫理委員会を設け適切に運営しています。

さらに当社では、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでいます。主管部署は経営管理部が担当していますが、総合的なリスク管理については、リスク管理委員会で討議し、必要に応じて取締役会で検討をしています。また、災害、重大事故、訴訟等の経営に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちに担当部署から部長、情報取扱責任者、代表取締役に連絡する体制をとり、状況を迅速・正確に把握し対処することとしています。

③ 基本方針の具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②に記載した企業価値向上への取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、再生医療製品事業への先行投資の段階にあり、研究開発活動を継続的に実施していく必要があることから、研究開発資金の確保を優先する方針です。しかしながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来、経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当も検討する所存です。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、誠に残念ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。

(4) コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社は、ジャスダック上場企業としてコーポレート・ガバナンスの基本原則をすべて実施しています。

(注) 本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

科目	第18期 平成28年3月31日現在
資産の部	
流動資産	4,501,515
現金及び預金	3,853,865
受取手形	48,519
売掛金	405,825
仕掛品	17,702
原材料及び貯蔵品	105,522
前渡金	8,865
前払費用	13,517
その他	47,696
固定資産	3,779,775
有形固定資産	1,821,908
建物	1,114,851
構築物	3,520
機械及び装置	61,254
工具器具及び備品	34,410
土地	582,770
リース資産	20,700
建設仮勘定	4,400
無形固定資産	48,538
商標権	203
ソフトウェア	47,908
その他	426
投資その他の資産	1,909,328
出資金	20
長期前払費用	1,289
長期預金	1,900,000
その他	8,019
繰延資産	15,209
株式交付費	15,209
資産合計	8,296,500

科目	(単位：千円) 第18期 平成28年3月31日現在
負債の部	
流動負債	490,162
支払手形	43,594
買掛金	12,788
リース債務	7,660
未払金	257,503
未払費用	11,675
未払法人税等	30,724
前受金	1,080
預り金	7,568
賞与引当金	76,641
その他	40,926
固定負債	88,261
リース債務	14,561
役員退職慰労引当金	73,700
負債合計	578,423
純資産の部	
株主資本	7,718,076
資本金	11,518,675
資本剰余金	9,348,675
資本準備金	9,348,675
利益剰余金	△13,149,273
その他利益剰余金	△13,149,273
繰越利益剰余金	△13,149,273
純資産合計	7,718,076
負債及び純資産合計	8,296,500

損益計算書

(単位：千円)

科目	第18期 平成27年4月 1日から 平成28年3月31日まで
売上高	1,430,826
売上原価	851,875
売上総利益	578,951
販売費及び一般管理費	1,301,550
営業損失 (△)	△722,599
営業外収益	54,421
受取利息	5,706
受取配当金	0
助成金収入	46,364
雑収入	2,349
営業外費用	9,521
株式交付費償却	9,396
雑損失	124
経常損失 (△)	△677,699
税引前当期純損失 (△)	△677,699
法人税、住民税及び事業税	3,840
当期純損失 (△)	△681,539

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成27年4月1日期首残高	11,517,425	9,347,425	△12,467,734	8,397,115	8,397,115
事業年度中の変動額					
新株の発行	1,250	1,250		2,500	2,500
当期純損失			△681,539	△681,539	△681,539
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	1,250	1,250	△681,539	△679,039	△679,039
平成28年3月31日期末残高	11,518,675	9,348,675	△13,149,273	7,718,076	7,718,076

監査報告

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 須山 誠一郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 水野 大 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針に対する取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けるとともに、平成27年12月22日付金融庁より出された懲戒処分等の内容についても必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
 - ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング監査役会

常勤監査役 小 川 忠 彦 ㊞
監 査 役 加 藤 孝 浩 ㊞
監 査 役 尾 山 雅 之 ㊞

（注）監査役全員は、旧会社法第2条第16号及び会社法附則第4条に定める社外監査役であります。

以上

株主メモ

上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所JASDAQグロース
証 券 コ ー ド	7774
事 業 年 度	4月1日から3月31日まで
定 時 株 主 総 会	6月中
基 準 日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同 事 務 取 扱 場 所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵 便 物 送 付 先 及 び 照 会 先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031（通話料無料）

住所、氏名の変更等、株式関係のお手続きに関するお問い合わせ、お手続きに必要な書類のご請求等は、お取引の証券会社等までご連絡ください。

国 プロジェクト

日本医療研究開発機構（AMED）プロジェクト採択

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）が公募した平成28年度「再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業（再生医療等の産業化に向けた評価手法等の開発）」において、当社の申請事業（2件）が採択されました。当社は、本事業を通じて委託金収入を得るとともに、再生医療等製品の実用化の基盤整備を目指します。

- ☐ 皮膚再建に用いる同種培養皮膚の基礎研究ならびに製品開発
- ☐ 移植に用いる間葉系幹細胞の評価ならびに製品開発

新規事業

再生医療等製品に特化したCRO事業開始

当社は、自家培養表皮ジェイス、自家培養軟骨ジャックをそれぞれ国内第1号、第2号の再生医療等製品として開発し、製品化した実績があります。当社は、再生医療のフロントランナーとしてこれまで培ってきたノウハウを活用し、平成28年4月より再生医療等製品に特化したCROサービスを開始しました。本サービスは、再生医療等製品の承認を目的として治験を実施する全ての企業、医師主導治験を実施する医療機関を対象としており、治験開始前のコンサルティングから承認申請まで臨床開発を一貫してサポートします。



適応拡大

自家培養表皮ジェイス 巨大色素性母斑の治療に向けた一部変更承認を申請

平成28年1月、当社は、ジェイスの適応拡大を目指し、先天性巨大色素性母斑の治療を目的とした一部変更承認申請を提出しました。

先天性巨大色素性母斑は、生まれつき黒褐色のあざが体の広範囲にみられる疾患で、その患者数は一般的に新生児の約2万人に1人とされています。

本治療では、患者様ご自身の皮膚細胞からつくったジェイスを移植します。少量の組織採取から広範囲の治療が可能であり、患者様の負担を軽減できると考えています。当社は、自家培養表皮ジェイスの適応拡大を目指すとともに、患者様の生活の質（QOL）の向上に貢献します。



自家培養表皮ジェイス



自家培養表皮ジェイス・自家培養軟骨ジャック
平成28年4月1日より 保険償還価格改定

平成28年4月1日より、下記表のとおり自家培養表皮ジェイスと自家培養軟骨ジャックの保険機能区分が細分化され、細分化に併せて保険償還価格が改定されました。

	平成28年3月まで (旧)		平成28年4月から (新)	
ジェイス	314,000円／枚 (算定限度：40枚)	→	① 採取・培養キット	4,380,000円
			② 調製・移植キット	151,000円／枚
ジャック	2,130,000円 (使用した個数に係わらない)	→	① 採取・培養キット	879,000円
			② 調製・移植キット	1,250,000円



これにより、当社は製造中に患者様が死亡する等の理由により移植前製造中止が発生した場合にも一定の保険償還を受けられるようになり、再生医療製品事業を展開しやすい環境が整いました。

動画案内

自家培養軟骨移植術について分かりやすく解説するサイト

『再生医療ナビ』スポーツヒザ研究班

話題の再生医療を紹介し、ヒザ軟骨の再生医療を解説するとともに、患者さまの声やドクターの紹介も掲載しています。ぜひご覧ください。

URL : <http://saisei-navi.com/hiza/>

再生医療ナビ

スポーツヒザ研究班



ドクターインタビュー

教えて スポーツ＆ヒザ治療室 >> 自家培養軟骨移植術のドクター



ドクターに聞く「自家培養軟骨移植術とは？」Vol.1



ドクターに聞く「自家培養軟骨移植術とは？」Vol.2

体験者インタビュー

注目の軟骨治療室 >> 体験者インタビュー



患者さんに聞く「自家培養軟骨移植術とは？」Vol.1

再生医療ナビ

スポーツヒザ研究班

YouTube
チャンネル

平成28年4月スタート！

FC大阪 近藤岳登選手 特設サイト <http://saisei-navi.com/hiza/special/kondo/>
プロアスリートが語る 再生医療「自家培養軟骨移植術」

自家培養軟骨移植術を受けたプロサッカー選手 近藤岳登氏が自らの体験を語ります。



近藤岳登ロングインタビュー

サッカーは、
Jリーガーの誰よりも好きだ。
簡単には辞められない。
だからボクが
復活の道しるべとなる。

FC大阪 近藤岳登

プロアスリートが語る再生医療「自家培養軟骨移植術」



神戸大学医学部整形外科 黒田良祐先生
とのスペシャル対談もあり



会場のご案内



株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
TEL 0533-66-2020 (代) URL <http://www.jppe.co.jp>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

